

名護市地域防災計画【概要版】

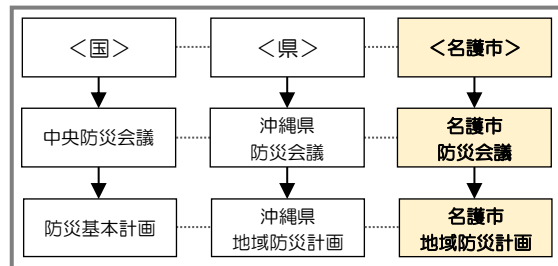
◆ 地域防災計画の概要（第1編：基本編）

○地域防災計画とは

災害対策基本法第42条に基づき、市において起こりうる災害から、市民の皆様の生命・身体・財産を保護することを目的として、市、防災関係機関、事業所、市民のそれぞれが果たすべき責務と役割について記述したもので、市の災害対策の基本となる計画です。

○計画の体系

名護市地域防災計画は、上位計画である国の「防災基本計画」及び県の「沖縄県地域防災計画」と整合性を有し、「名護市防災会議」が作成する独自の計画です。



○計画の構成

名護市地域防災計画は、次のような構成となっています。



○地域防災計画で想定する災害

地震・津波



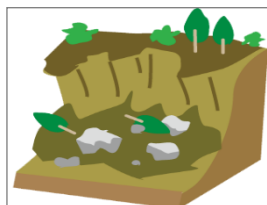
県の地震及び津波の被害想定調査では、本市周辺で最大震度6強の地震が発生することが予測され、人命被害や建物被害、ライフライン被害等が広い範囲で発生するおそれがあります。

風水害



沖縄地方は最も顕著な台風常襲地域であり、台風の接近により暴風雨、豪雨による被害が発生するおそれがあるほか、竜巻に対しても注意が必要です。また、県の高潮被害想定調査では、ほぼ全市域沿岸部において高潮による浸水が予測されています。

土砂災害



市内には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が多く分布しており、豪雨時や地震に伴う二次災害として、がけ崩れや土石流、地すべり等が発生した場合、大きな被害が予想されます。

大規模な事故等

そのほか、大規模な火災や林野火災、危険物の漏えい事故、不発弾の爆発、道路事故、海上災害等による被害が想定されます。



第2編以降では、市や関係機関が行うことを災害別に記述しています。この概要版では、各災害に共通する予防・応急・復旧計画を抽出しています。

◆ 災害予防計画（第2編・第3編 共通）

災害による被害を最小限にとどめるためには、起こりうる災害を想定し、平常時から対策を進めることが重要です。計画の第2編・第3編において、それぞれの災害の予防計画を示しています。

○災害予防計画のポイント

災害に強いまちづくり
【重要施設の耐震・耐浪化】
【避難施設の検討】

災害に強い人づくり
【防災知識の普及啓発】
【自主防災組織の育成強化】

応急対策活動への備え
【防災活動体制の整備充実】
【要配慮者の支援体制整備】

◆ 災害応急対策計画（第2編・第3編 共通）

市に大きな被害が発生した場合、災害対策本部を設置して災害応急対策活動を実施します。計画の第2編・第3編において、時間の経過に合わせて応急対策活動の計画を示しています。

○災害応急対策計画のポイント

活動体制の早期確立
【災害情報の収集・伝達、広域応援要請】

初動期の迅速な応急対策活動の展開
【避難情報の発令、被災地における生活救援活動】

◆ 災害復旧復興計画（第2編・第3編 共通）

日常生活、産業活動等が速やかに回復するよう、市民、事業者等への支援を行います。計画の第2編・第3編において、それぞれの災害の復旧復興計画を示しています。

○災害復旧復興計画のポイント

被災者生活への支援
【被災者生活再建支援、住宅復旧】

事業者等への支援
【農林漁業、中小企業資金融資】

◆ その他の災害対策（第4編）

市で懸念される事故災害を選定し、それぞれの事故災害対策計画を定めています。

○市に係る主な大規模事故災害

火災
【火災発生時の活動体制】

林野火災
【消火活動等の応急対策】

危険物等災害
【危険物災害の防止対策】

不発弾等災害
【不発弾の処理体制】

道路事故災害
【道路事故等の応急対策】

海上災害
【危険物海上流出防止対策】

◆ 資料編

避難所や危険箇所の一覧、関連事業者との応援協定などをまとめています

本計画に基づき、災害対応手順や防災訓練等を継続的に行う事で、実践的で災害に強いまちづくりを進めてまいります！